3　国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の減額

⑴　世帯主等につき算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十七万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合又は世帯に出産被保険者がある場合には、十八歳以上被保険者均等割額を減額する。（第二十九条の七第六項第一号～第五号、第八号及び第九号関係）

⑵　世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額とする。（第二十九条の七第六項第十号及び第十一号関係）

4　賦課限度額

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を六十六万円から六十七万円に引き上げる。（第二十九条の七第二項第九号関係）

5　低所得者に対する減額措置に係る判定基準

⑴　低所得者に対し被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の十分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を三十万五千円から三十一万円に引き上げ、これらの額の十分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五十六万円から五十七万円に引き上げる。（第二十九条の七第六項第一号及び第三号関係）

⑵　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、⑴に準じた所要の改正を行う。（第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項関係）

6　その他

その他所要の改正を行う。

第２　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

1　事務費負担金、療養給付費等負担金、普通調整交付金等

事務費負担金、療養給付費等負担金、普通調整交付金、国民健康保険法第七十三条の規定による国民健康保険組合に対する補助金、基金事業対象保険料必要額及び基金事業対象費用額の算定において、子ども・子育て支援納付金に係る額を勘案する。（第一条第一項及び第二項第一号、第二条第一項第二号、第四条第二項第二号、第五条第一項第一号、第五項第三号及び第八項、第十五条第二項並びに第十九条第三号関係）

2　低所得者及び出産被保険者に対する減額措置に係る繰入金

国民健康保険法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額について、十八歳以上均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額も勘案する。（第四条の三第一項及び第四条の五第一項関係）

3　保険者支援制度

低所得者に対する保険料（税）の減額措置の対象となった被保険者の数に応じて、平均保険料（税）の一定割合を繰入金等の公費で補てんする保険者支援制度について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料（税）を勘案する。（第四条の六第一項関係）

4　国民健康保険事業費納付金

国民健康保険法第七十五条の七第一項の規定により都道府県が当該都道府県内の各市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額に、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額を追加する。（第八条第四号及び第十一条の二関係）

5　その他

その他所要の改正を行う。

第３　施行期日等

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

政　令

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第一号

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

九　株式会社産業革新投資機構

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十五条、第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十二条の二第一項、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項、第七十二条の四第一項、第七十三条第一項、第二項及び第四項、第七十五条の七第一項、第八十一条並びに第八十一条の二第十項第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。